

報道機関 各位

高蔵小学校プールでの水泳授業後における 児童の集団救急搬送について（最終報）

1 概要

6月23日（月）、小倉南区の高蔵小学校プールでの水泳授業の実施後に、手に湿疹と
しびれのような症状が出た児童や、腹痛を訴える児童が発生したため、救急搬送の要請を
行った。

【高蔵小学校】 小倉南区上吉田三丁目11番1号
児童生徒数158名、8クラス（※令和7年5月1日時点）
学校長：本庄 裕子

2 これまでの対応

■ 6月23日（月）（第一報）

- ・高蔵小のプール授業後、児童25名が「湿疹、しびれ、腹痛」の症状を訴え救急搬送。
- ・プールの水質検査を市薬剤師会に依頼、実施。
- ・全市立小・中・特別支援学校でプールの使用中止を決定。

■ 6月24日（火）（第二報）

【児童の状況】

- ・6月23日（月）に搬送された25名の児童は医療機関を受診、検査を行った後帰宅。
症状は軽快。新たに症状を訴える児童は無し。

【調査と対応の状況】

高蔵小学校について

- ・市薬剤師会によるプールの水質検査の結果は「異常なし」であった。
- ・皮膚の症状は児童の手のひらや手根部に集中していたため、プール施設や周辺樹木に
ついても調査することとした。
- ・今年度のプール使用中止を決定。

その他の全市立学校について

- ・プールの水質検査を、6月27日（金）の完了を目途に実施することとした。

■ 6月27日（金）（第三報）

高蔵小学校について

- ・手の症状を訴えた全児童は、手のひらや手根部に症状があった。また、受診の結果、
医学的な異常はなく、投薬や治療は行われなかった。その後発症した児童はいない。
- ・教育委員会職員による現地調査（6月25日（水）実施）の結果、プール本体及び
プールサイドに異常は見られないことを確認。なお、プールサイドはコンクリート上に
滑り止めのプラスチック製マットを敷いた構造で、児童がタイルに手をついた場合、
該当箇所に赤い圧迫痕が残る可能性があることを確認した。
⇒ 症状の原因は圧迫痕の可能性があり、当日のプール授業の状況等を学校に詳細な
ヒアリング調査を実施するとともに、医師へ医学的見解を聴取することとした。
- ・樹木医による現地調査（6月26日（木）実施）の結果、プール周辺及びプールサイド
の樹木、植物に有害なものは確認されず、有害な虫も確認されなかった。

その他の全市立学校について

- ・「市薬剤師会による水質検査の結果、『異常なし』であれば、6月30日(月)から順次、水泳授業を再開すること」を決定し、学校及び保護者へ通知を发出(6月25日(水))。
- ・今後のプール活動開始時の水質検査や水質管理について、市薬剤師会と協議開始。

3 今回の報告内容

高蔵小学校について

(1) 学校へのヒアリング調査等

- ・当日は今年度1回目の水泳授業であったため、水慣れを中心とした学習で、児童は横のラインを往復して泳ぐ活動が主であり、入水とプールサイドでの待機を繰り返している。プールサイドでの待機中、児童はマット上で体育座りをしており、立ち上がり及び座る際には手をつく必要があった。
- ・プールでの活動内容から、児童がプールサイドのマット上で立ち座りを必要とした回数は11回であり、立ち上がり及び座る都度、マットに手をついている。
- ・教育委員会職員により、マット上での立ち座りの検証を実施したところ、児童が手のひらや手根部に訴えた症状と同様の発赤(圧迫痕)が認められた。※別添【資料】参照

(2) 医師の医学的見解

北九州市立八幡病院名誉院長・伊藤重彦氏の見解

※本件経過概要、児童の手の症状画像、学校へのヒアリング調査等(当日の児童の動きや教育委員会職員による検証など)について説明し、以下の見解を得た。

【手の発赤症状について】

- ・樹木、害虫、水が原因の場合、発赤等症状の出現時間に個人差があり、短時間、同時期に、多くの児童で同じ局部に症状が出現することはない。アレルギー症状であれば、かゆみを訴える児童もいることが多く、この点からも、これらが原因である可能性はほとんどない。仮にプールの水に劇薬物が混入していたとすれば、目や粘膜に強い刺激症状が出現し、皮膚発赤も手のみならず全身のそれぞれ異なる場所でも出現する。また、毒物が原因なら重症化する場合もあることから、今回の短時間で回復している経過と一致しない。
- ・同じ場所・同じ時間帯で活動した児童が、同時刻に同じ症状が出ている点から、今回の手指発赤の原因は、症状出現までに個人差がでるアレルギー等内因性の要因ではなく、外因性の要因と考えてよい。
- ・外因性要因として、児童22人が同じ時間帯に手の同じ箇所^①に発赤が出現していること、マット上での立ち座りという授業中頻回の同じ行動が共通していたこと、教育委員会職員による立ち座り検証結果と児童の手の症状が酷似していることを総合的に判断すると、プールサイドのマットが原因と考えられる。

【腹痛について】

- ・腹痛と手の症状と、同じ原因から連動しているとは考えにくい。
- ・個人の当日の体調や、体が冷えたこと等が重なった可能性が高い。発赤と同じ仕組みとすると、腸管粘膜が炎症を起こしたための腹痛となる。しかし、病院での検査結果、速やかな症状改善の経過からみて、アレルギー反応による粘膜の炎症ではなく、天候等による影響と考えられる。

(3) 教育委員会としての結論

これまでの教育委員会による検証（水質検査、樹木検査、現地調査、ヒアリング調査など）、児童の病状経過及び医師による医学的見地からの見解を踏まえると、本件事案については、以下のとおりと判断する。

- ① 手の症状は「プールサイドのマットによる圧迫痕」
- ② 腹痛は「手の症状との関連性はなく、個人の体調や体が冷えたことによるもの」

その他の全市立学校について

水質検査実施予定の150校のうち、検査終了校は142校で結果が「異常なし」であることを確認し、順次プール授業を再開。残り8校は、今後プール開き予定の学校で、順次、検査を実施する。

4 本件事案を受けた対応

(1) 高蔵小学校の今期のプール授業

- ・9月を目途に、他施設の使用について、関係者と調整中。

(2) 水泳授業について

児童生徒が安心して水泳学習ができるよう、以下の点について、再度、全校に周知している。

- ・児童生徒が不安を感じている場合は、「水質検査に問題はなかったこと」、「授業前にプールの水は消毒していること」などを丁寧に説明すること。
- ・授業前後も含め、健康観察をきめ細かく行い、児童生徒の健康状態を把握すること。
- ・体調等によっては、肌に水による刺激があるかもしれないが、体調に異変を感じた場合は教師等にすぐに伝えるよう指導すること。

(3) プールの水質管理について

- ・今後のプール活動開始時の水質検査や水質管理について、より安全が確保できる実施方法について市薬剤師会と協議を進めていく。

5 その他

本件事案については、新たな事実が判明しない限り、今回報告をもって最終報とする。

■ プールの水質・児童の健康に関すること

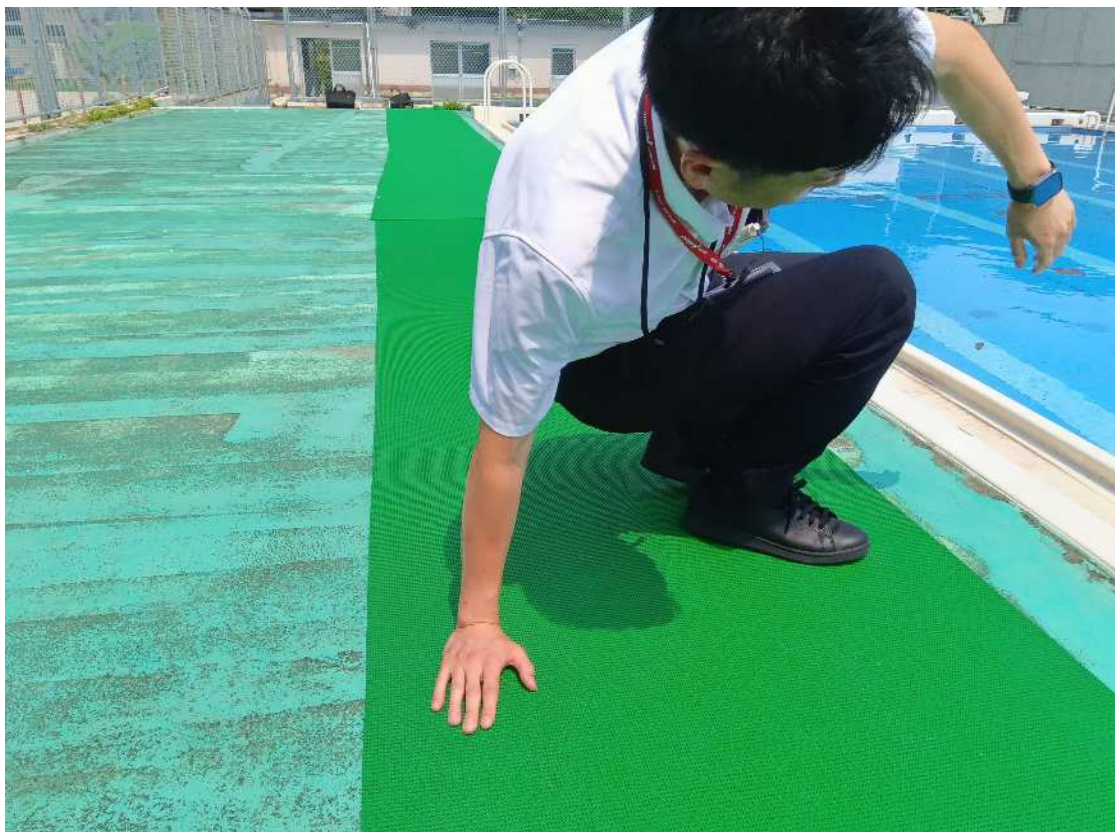
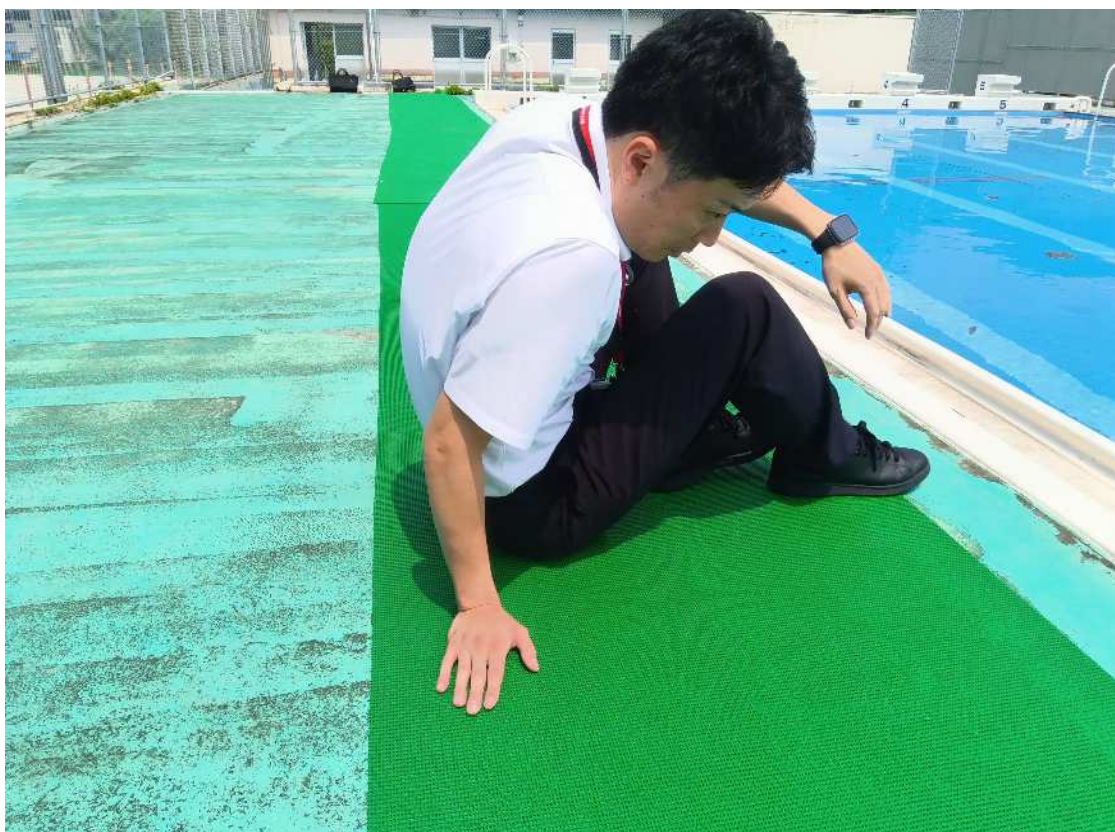
教育委員会学校保健課 TEL：093-582-2381（課長）藤田、（係長）加地

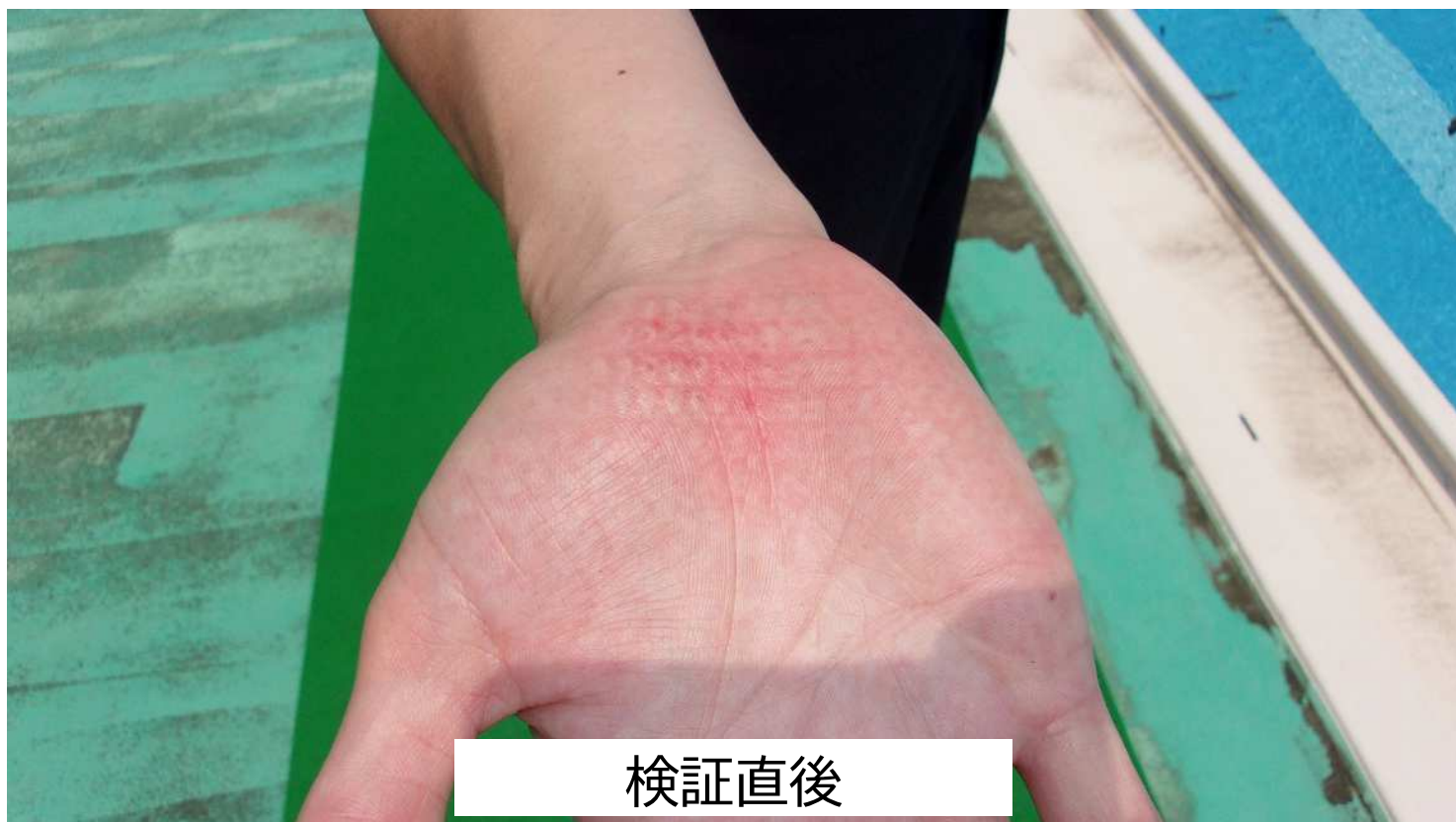
■ 今後のプール授業に関すること

教育委員会学校教育課 TEL：093-582-2368（課長）武藤、（係長）瀧口

■ 学校における安全対策に関すること

教育委員会生徒指導課 TEL：093-582-2369（課長）辻、（係長）榎宮





検証直後



検証30分後



水泳後の児童の手



検証者①の手

ともに30分後の手の様子



水泳後の児童の手



検証者②の手

ともに30分後の手の様子